

5月臨時会

5月20日の第1回臨時会では、町から提出された令和3年度一般会計補正予算等の専決処分事項の報告を承認し、南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結などの議案について原案のとおり可決した。

契約の承認

◆南条産業団地の取得に係る土地売買契約

南条産業団地2万8706・49㎡を、坂城町土地開発公社から7億8081万6528円で取得する。

◆南条産業団地の処分に係る土地売買契約

区画①を(株)アルプスツール(1万8019・13㎡、4億9012万336円)に売却し、区画②を(株)青木固研究所に(1万687・36㎡、2億9069万6192円)で売却する。

専決処分を承認

一般会計補正予算

◆3年度一般会計補正予算(第12号)は、地方消費税交付金や特別交付税の確定、また町民税の最終見込み等により、1億4671万4千円を増額し、総額が81億229万8千円となった。

特別会計補正予算

◆3年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、保険給付費等の減額に伴い、5081万円を減額し、総額が14億2062万4千円となった。

◆3年度下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、流域下水道事業費等の減額に伴い、300万円を減額し、総額が8億3977万4千円となった。

条例改正

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正

これまで非常勤職員が育児休業又は部分休業を取得する要件として、「1年以上の在職期間」を規定していたがこれを廃止するとともに、当該職員が妊娠を申し出た場合に制度内容の周知や面談の実施など、育児休業を取得しやすくするための環境整備等について規定する。

◆国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険税の医療給付費分である基礎課税額に係る課税限度額を65万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円に引き上げる。

◆3年度介護保険特別会計補正予算(第3号)は、保険給付費等の減額に伴い、4184万5千円を減額し、総額が13億9564万8千円となった。

◆3年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、保険料の確定により、483万9千円を減額し、総額が2億3150万7千円となった。

◆条例等の一部改正

個人町民税について、住宅借入金等特別税額控除において、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7500円の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。また、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と一致するよう規定の整備を行う。

◆消防団員等公務災害補償条例の一部改正

損害賠償を受ける権利に係る担保制限の例外として、日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が行う貸付のみ担保提供を可能としていたが、この例外規定を削除する。



南条産業団地